

江田島市空家等対策計画（案）への意見募集について

1 概要

江田島市空家等対策計画を策定するため、意見を募集します。

2 経過

「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成 26 年法律第 127 号。以下「特措法」という。）が制定され、市町村の責務として対策の実施と必要な措置を講ずることが位置付けられました。

本市では、特措法の制定前から空き家バンクの設置や危険家屋除却費補助など空き家対策に取り組んでまいりました。また、特措法の施行後は、空き家相談窓口の開設や「江田島市空家等対策計画」の策定、市独自の空家等対策補助制度、空き家活用モデル事業等の取組みを進めて参りました。

しかし、空き家の相談件数や市の対応が難しい空き家等が増加しており、現状では所有者等の同意なく市が措置を行うことも難しく、対策の強化のため条例の制定が必要と考えております。

新たな条例は、空家等の適切な管理に必要な事項を定め、対策の推進により、江田島に住み続けたいと思える良好な住環境の維持等に寄与することを目的として制定を検討しています。

3 関係法令

空家等対策の推進に関する特別措置法